

# 群馬県後期高齢者医療広域連合長選挙規程

平成19年2月20日

告示第2号

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 投票（第5条—第12条）

第3章 開票（第13条—第16条）

第4章 当選人（第17条—第20条）

第5章 補則（第21条—第26条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年群馬県知事許可。以下「規約」という。）に定めるもののほか、群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の長（以下「広域連合長」という。）の選挙について、必要な事項を定めるものとする。

（選挙事務の管理）

第2条 広域連合長の選挙は、群馬県後期高齢者医療広域連合長選挙会（以下「選挙会」という。）が管理執行する。

2 選挙会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

（選挙長）

第3条 選挙会に選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

（選挙立会人）

第4条 選挙立会人は、関係市町村（規約第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、第6条の規定により告示された選挙期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

### 第2章 投票

（選挙期日）

第5条 選挙期日は、選挙人の意見を聴いて、選挙長が定める。

（選挙期日等の告示）

第6条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙期日及び候補者の

届出の受付開始日を告示しなければならない。

(候補者の届出)

第7条 規約第12条第1項に定める広域連合長の候補者となろうとする者は、前条に規定する候補者の届出の受付開始日から起算して7日以内（群馬県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年広域連合条例第2号）第2条第1項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。）に、郵便によることなく、広域連合長選挙候補者届出書（様式第1号）によりその旨を選挙長に届け出なければならない。

(関係市町村への通知)

第8条 前条に規定する候補者の届出期間を経過したときは、選挙長は、直ちに候補者の氏名及び住所等を関係市町村の長（以下「選挙人」という。）に通知しなければならない。

(投票)

第9条 投票は、1人1票に限る。

2 選挙人は、投票用紙（様式第2号）に広域連合長の候補者1人の氏名を自書して、投票しなければならない。

(投票所における投票)

第10条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 投票所の開閉時間は、選挙人の意見を聴いて、選挙長が定める。

(郵便投票)

第11条 選挙の当日公務等に従事すると見込まれる選挙人の投票については、規約第12条第2項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便により送付する方法により行わせることができる。

2 前項の規定により郵便による投票をしようとする選挙人は、選挙の期日前7日までに、選挙長に対して、投票用紙等交付請求書（様式第3号）により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

3 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒をその請求をした選挙人に交付しなければならない。

4 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、選挙長に対し、選挙期日の前日までに広域連合の事務所に投票が到達するように、郵便をもって送付しなければならない。

(投票箱の閉鎖)

第12条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、選挙長は、その旨を告げて、投票所の入口を閉じ、投票所にある選挙人の投票の終了を待って、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票所を閉じるべき時刻前に、選挙人のすべてが投票を終了した場合は、選挙長は、投票箱を閉鎖することができる。

3 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。

### 第3章 開票

(開票日)

第13条 開票は、投票の終了後直ちに行う。

(開票)

第14条 選挙長は、選挙立会人の立会いの上、投票箱を開く。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第15条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。

(無効投票)

第16条 次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの

(3) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの

(4) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(5) 候補者の氏名を自書しないもの

(6) 候補者の何人かを記載したかを確認し難いもの

(7) 白紙投票

### 第4章 当選人

(当選人)

第17条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(無投票当選)

第18条 第7条の規定による届出のあった候補者が1人であるとき又は1人となったときは、投票は行わない。

2 前項の規定により投票を行わないときは、選挙長は、直ちにその旨を選挙人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。

3 第1項の場合において、選挙長は、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(当選人決定の場合の告知等)

第19条 当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名等を告示し、併せて選挙の結果を選挙人に対して報告しなければならない。

(当選等の効力の発生)

第20条 当選人の当選の効力は、前条の規定による告示があった日から、生ずるものとする。

## 第5章 補則

(選挙録の作成)

第21条 選挙長は、選挙録を作り、選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票及び選挙録の保存)

第22条 投票は、選挙録と併せて、広域連合事務局総務課において、当該選挙に係る広域連合長の任期間、保存しなければならない。

(選挙会の参観)

第23条 関係市町村の住民は、広域連合長選挙の選挙会の参観を求めることができる。

(秩序保持)

第24条 選挙長は、投票所又は開票所の秩序を乱す者があるときは、これを制止し、命に従わないときは投票所又は開票所の外に退出させることができる。

(告示の場所)

第25条 第6条、第18条第2項及び第19条の規定による告示は、次の掲示場に掲示して行う。

(1) 名称 群馬県後期高齢者医療広域連合事務所前掲示場

(2) 位置 群馬県前橋市大渡町1-10-7

(その他)

第26条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、選挙長が定める。

## 附 則

この告示は、平成19年2月20日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

広域連合長選挙候補者届出書

（ 年 月 日告示第 号 ）  
群馬県後期高齢者医療広域連合長選挙

年 月 日告示第 号における群馬県後期高齢者医療広域連合長選挙の候補者として、下記のとおり届出いたします。

記

団体名及び職名	
ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
性別	男 ・ 女
住所	
電話番号	

年 月 日

届出人 \_\_\_\_\_ 印

群馬県後期高齢者医療広域連合長選挙 選挙長 様

様式第2号（第9条関係）

<table border="1"><tr><td data-bbox="320 338 505 394">氏名</td></tr><tr><td data-bbox="320 394 505 940"></td></tr></table>	氏名		<p>○ 注意</p> <p>一 氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 関係のない者の氏名は書かないこと。</p>	<p>群馬県後期高齢者医療広域連合</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="997 770 1114 887">印</td></tr></table>	印	<p>年 月 日 執行</p> <p>群馬県後期高齢者医療広域連合長選挙投票用紙</p>
氏名						
印						

様式第3号（第11条関係）

投票用紙等交付請求書

〔 年 月 日告示第 号 〕  
群馬県後期高齢者医療広域連合長選挙

年 月 日告示第 号における群馬県後期高齢者医療広域連合長選挙について、選挙当日に投票所において投票できないため、郵便による投票を希望します。  
つきましては、投票用紙及び投票用封筒の送付について請求します。

年 月 日

請求人 \_\_\_\_\_ ⑩

群馬県後期高齢者医療広域連合長選挙 選挙長 様